

出願・受験・入学手続

長期履修について

1. 概要

本学大学院学則により、修士課程の標準修業年限は2年間、博士課程の標準修業年限は3年間（医学研究科、薬学研究科博士課程は4年間）と定められていますが、就業上の理由や、家事・出産・育児、また外国において研究、研修を行う等の理由で、学修時間が十分確保できない事情が認められる場合には、修士課程ではあらかじめ3年間、博士課程では4年間（医学研究科、薬学研究科博士課程は5年間）での計画的な長期履修の申請をすることが可能です（但し、修士課程1年修了コースは対象外となります）。

長期履修が許可された場合の学生納付金（授業料、施設設備費、実習費）の額は、標準学修年限については長期履修をしない通常の学生と同額となりますが、以降、長期履修期間満了までの間については、在籍に係る諸経費として1年間の通常の学生納付金の額の10分の1を納付していただきます。

2. 対象

長期履修を申請できるのは、何らかの事情により著しく学修時間の制約を受け、標準修業年限では課程の修了が困難と考えられる方となります。具体的には、外国において研究、研修を行うことがあらかじめ確定している者、職業を有し、就業している者、家事・出産・育児・長期介護等を行う者、その他やむを得ない事情を有すると大学院長が認めた者が対象となります。

なお、留学生は長期履修の申請の対象となりません。

3. 申請

「長期履修申請書」及び「長期履修申請に係る履修計画書」※₁に必要事項を記入し、長期履修が必要であることを証明できる書類を添えて、出願書類に同封の上、東京赤坂キャンパス入試事務室に提出してください。なお、申請に際しては、あらかじめ指導予定教員等に履修計画について相談するとともに、申請の了解を得てください。また、長期履修は、申請すれば必ず認められるものではありません。審査により不可となる場合もありますので注意してください※₂。

※₁ 申請に必要な書式は、本大学院ホームページからダウンロードできます。（<https://www.iuhw.ac.jp/daigakuin/>）

※₂ 入学試験合格後、長期履修申請についての審査結果を別途通知します。

4. その他

長期履修とは、長期にわたる計画的な履修をあらかじめ許可するものであり、単位の修得状況や論文等の執筆状況などによって修了が延期となる者（いわゆる留年者）を救済するためのものではありません。また、療養等により一定の期間履修することができない事由が発生した場合については、長期履修ではなく休学の対象となります（休学期間は長期履修期間に算入されませんが、休学期間中の学生納付金は、年次に係らず通常の学生と同額となります）。

<Q & A>

Q 長期履修期間が満了する前に修了要件を満たす見込みとなった場合はどうなりますか？

A 修了要件を満たす見込みが立ち、長期履修期間が満了する前に修了を希望する場合には、変更の許可を受けようとする学年開始の2ヶ月前となる1月末日（通常は修士課程1年次、博士課程2年次〔医学研究科、薬学研究科博士課程3年次〕の1月末日）までに「長期履修期間変更申請書」を提出することで長期履修期間の短縮を申請することができます。ただし、長期履修期間の変更が認められるのは1回のみですので、変更後に何らかの事情により修了できなくなった場合には、その後は通常の学生と同額の学生納付金を納める必要がありますので注意してください。

Q 長期履修期間の中でも修了する見込みが立たなくなった場合、残りの在学年限はどうなりますか？

A 長期履修が認められた場合であっても、通常の課程の学生と同様に原則として修士課程では4年間、博士課程では6年間（医学研究科、薬学研究科博士課程では8年間）を超えて在学することはできません。ただし、当初の修了予定学年開始の2ヶ月前となる1月末日（通常は修士課程2年次、博士課程3年次〔医学研究科、薬学研究科博士課程4年次〕の1月末日）までに「長期履修期間変更申請書」により申請することで、長期履修期間をもう1年間だけ延長することができます※。

※修了予定年次になってからの変更申請はできませんので注意してください。

※この場合の学生納付金の額は、長期履修の3年次と同様、在籍に係る諸経費として1年間の通常の学生納付金の額の10分の1を納付していただきます。

長期履修に関するお問い合わせ

国際医療福祉大学大学院 東京赤坂キャンパス入試事務室

TEL：03-5574-3903 FAX：03-5574-3901

E-mail：daigakuin-nyushi@iuhw.ac.jp